

セクシュアルハラスメント等による 精神障害の労災相談窓口について

セクシュアルハラスメント等による精神障害に関する労災請求相談について、臨床心理士の資格を持った専門調査員が相談に応じています。

相談日時：毎月2回（不定期） 13：00～16：00

相談場所：千葉労働局（千葉市中央区中央4 - 1 1 - 1 千葉第二地方合同庁舎）

ご相談は、予約制となります。必ず事前にお問い合わせください。

（相談窓口・お問い合わせ先）

〒260-8612

千葉県千葉市中央区中央4 - 1 1 - 1

千葉第二地方合同庁舎

千葉労働局 労働基準部労災補償課

電話 043-221-4313

（受付時間 平日 8：30～17：15）